

答 申 第 224 号
令和5年12月22日

神 戸 市 長
久 元 喜 造 様

神戸市情報公開審査会
会長 中原 茂樹

神戸市情報公開条例第19条の規定に基づく諮問について
(答 申)

令和4年11月29日付神行行第598号、令和5年10月11日付神行行第290号により諮問のありました下記の件について、別紙のとおり答申します。

記

「新型コロナワクチン接種副反応疑い事例」の部分公開決定に対する審査請求についての諮問

1 審査会の結論

新型コロナワクチン接種後の副反応の疑い事例に関する「予防接種後副反応疑い報告書（476件）」について、処分庁が一部非公開とした決定は妥当である。

2 審査請求の趣旨

- (1) 審査請求人（以下「請求人」という。）は、神戸市情報公開条例（以下「条例」という。）に基づき、令和4年1月24日受付で「新型コロナワクチン接種後の副反応疑い報告書類」についての公開請求（以下「本件請求」という。）を行った。
- (2) 市長（以下「処分庁」という。）は、本件請求に対して、「予防接種後副反応疑い報告書（476件）」（以下「本件公文書」という。）を特定のうえ、令和4年2月3日付けで一部の情報を非公開とする部分公開決定（以下「本件処分1」という。）を行った。
- (3) これに対し、請求人は、令和4年4月28日受付で本件処分1の非公開部分のうち他の自治体で公開されている部分の公開を求める審査請求（諮問第275号）を行った。
- (4) その後、処分庁は、令和5年3月3日付けの神戸市情報公開審査会答申第219号における「予防接種後副反応疑い報告書（474件）」に係る答申及びそれに基づく裁決の内容を踏まえて、令和5年3月27日付けで請求人に対して本件処分1で非公開とした部分の一部を取り消し、公開に変更する再決定処分（以下「本件処分2」という。）を行った。
- (5) これに対し、請求人は、令和5年6月12日受付で本件処分2を行った後においてもなお非公開とされている情報のうち、他の自治体で公開されている部分について公開を求める審査請求（諮問第279号）を行った。

3 審査請求の併合

請求人は、本件処分1及び本件処分2に対する2件の審査請求（諮問第275号及び諮問第279号）を提起しているが、いずれも同一の公文書を対象とした請求について処分庁が行った部分公開決定に対し、同様の理由でなされた審査請求であることから、審査会ではこれら2件の審査請求を併合して審査することとした。

4 請求人の主張

請求人の主張を、令和4年4月28日及び令和5年6月12日受付の審査請求書、令和4年6月13日、7月13日、8月12日、9月9日、10月11日及び11月7日受付の反論書、令和5年5月8日の意見陳述から要約すれば、概ね以下のとおりである。

他市においては、詳細な情報公開が為されている。

処分庁の非公開決定は、憲法第21条の「表現の自由」に違反している。処分庁は、憲

法が適用されており、治外法権ではありえない。接種を考える人は、メリットとデメリットを理解することが必要である。そのためには、情報を提供してほしい。処分庁の決定は、副反応被害を隠蔽しており、市民の「知る権利」を奪っている。

予防接種法第 15 条では、健康被害の救済措置において、「市長村長は、当該市町村の区域内に居住する間に定期の予防接種等を受けた者が、疾病にかかり、障害の状態となり、又は死亡した場合において、当該疾病、障害又は死亡が当該定期の予防接種等を受けることによるものであると厚生労働大臣が認定したときは、次条及び第 17 条に定めるところにより、給付を行う。」と定められている。救済を行うためには、当事者が予防接種による健康被害を自覚しなければならない。そのため、処分庁は、速やかに被害の積極的開示を行うことを、強く求める。

人の生命や身体・健康を保護するため、そして、市民に正しい理解をさせるためには、公にすることが必要である。公にすることによって、ワクチンのリスクが市民に伝達される。処分庁の非公開決定は、知る権利を担っているとは言えない。リスクを伝達していないという点で、知る権利を奪っているものだと捉えている。

憲法第 99 条では、公務員こそが憲法を順守しなければならないと「憲法を尊重し擁護する義務を負ふ」の明記がなされている。憲法第 13 条では、幸福追求権が規定され、「すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。」と記されている。市民は、ワクチンのメリットとデメリットを正しく理解することで、生命を守ることに繋がると考えている。処分庁は、これら法律の下、速やかに開示すべきである。

「何人も、個人に関する情報をみだりに第三者に開示又は公表されない自由を有するものと解される」とのことだが、接種して重度の健康被害にあわれたり、亡くなったりした方の家族が、本当に公開しないことを望んでいるとは思えない。おそらく、ワクチンのリスクについて知らせてほしいとお思いのはずである。うつさないようにするなどの理由で接種し、それで命を落とすのは、どれだけ理不尽なことかと思う。個人の権利利益を害するというのは、理由にはならない。接種を進めるのに都合が悪いからとしか思えない。公務員は、市民の命を守る義務があるはずである。こうしたことを公開しないのは、義務を放棄している。

5 処分庁の主張

処分庁の主張を、令和 4 年 5 月 30 日、6 月 28 日、7 月 27 日、8 月 24 日、9 月 26 日、10 月 21 日及び令和 5 年 8 月 8 日受付の弁明書、令和 5 年 3 月 29 日の審査会における事情聴取から要約すれば、概ね以下のとおりである。

(1) 予防接種後副反応疑い報告について

新型コロナウイルスワクチンについては、予防接種法附則第 7 条の規定に基づき、同法第 6 条に規定する臨時接種に位置付けられている。

ワクチン接種後に副反応を疑う事例が生じた場合、症状の発生を知った医師等が、独立行政法人医薬品医療機器総合機構（PMDA）に直接報告することとされている。

当該報告においては、ワクチンと関係があるか、偶発的なもの、他の要因によるものかが分からない事例も含まれている。透明性の向上等のため、厚生労働省では報告のあった事例を公表しているが、個人の住所地（都道府県）は公表されていない。

本件公文書は、PMDAに報告されたのち、神戸市民に係る報告書が兵庫県を通じて本市に提供されたものであり、特定の個人がいつ、どこで、いずれのワクチンを何回接種し、ワクチン接種後にどのような症状が出現したかといったことが記載されている。

（２）本件処分１及び本件処分２について

① 本件処分１の理由について

本件公文書には、特定の個人の氏名が記載されており、特定の患者のワクチン接種後の副反応に関する詳細な情報である。

予防接種法上の定期接種・任意接種の別や接種したワクチン名などを除き、患者のカルテに記載されている情報と同等であり、患者の生命、健康等に直接関わる私的な情報であることから、個人識別情報についてはもちろんのこと、個人識別性を除いたとしても、公にすることにより特定の個人の権利利益を害するおそれがあると考えられる。

以上のことから、患者（被接種者）氏名又はイニシャル欄、性別欄、接種時年齢欄、住所欄及び生年月日欄の記載、報告者氏名、医療機関名、電話番号及び住所欄の記載、接種場所医療機関名及び住所欄の記載、ワクチン欄のうち、ロット番号、接種の状況欄のうち、接種日、接種前の体温、家族歴についての記載、予診票での留意点症状の概要欄のうち、症状名、概要（症状・兆候・臨床経過・診断・検査等）についての記載、他要因についての記載、症状の程度欄のうち入院先病院名及び入退院日についての記載、欄外に記載された報告医療機関の名称及びFAX番号等を非公開とした。

② 本件処分２の理由について

本件処分１に先立ち、別途、ほぼ同様の内容の公開請求があり、本件処分１と同様の考えに基づいた決定を行った。当該決定に対しても審査請求がなされていたが、令和５年３月１０日付けで当該審査請求に対する裁決を受けた。これを受けて、本件処分１についても、裁決の基となった情報公開審査会答申によって公開すべきとされた情報については反映すべきであることから、同年３月２７日付けで本件処分１の一部を取り消し、答申の内容に沿った本件処分２を行った。

③ 他都市における公開文書について

他市において公開された内容が異なるが、副反応疑い報告書の接種の状況や症状の概要の詳細等については、個人の人格と密接に関連するカルテに記載される情報と同等の情報であり、特定の個人が識別されなくても、公にすることにより、なお個人の権利利益を害すると認められる情報に該当することは明白であるため、公開すべきではない。

6 審査会の判断

(1) 本件の争点について

処分庁は、本件請求に対して、医療機関から独立行政法人医薬品医療機器総合機構に報告され、兵庫県を經由して取得した本件公文書の写しを特定のうえ、性別や年齢、症状の詳細な記載等の個人に関する情報を、条例第10条第1号ア及び同号柱書後段に該当するとして非公開とする本件処分1を行った。

これに対し請求人は、他の自治体で公開されている部分は公開すべきであるとして審査請求を行った。

その後、処分庁は、新型コロナワクチン接種後の「予防接種後副反応疑い報告書」を対象文書とする、別の審査請求に対して発出された神戸市情報公開審査会答申第219号（令和5年3月3日付け）の内容を踏まえて、本件処分1の一部を取り消し、同答申において公開すべきと判断した情報を公開する本件処分2を行った。

請求人は、本件処分2を受けて、兵庫県で公開されている部分は公開すべきであるとして審査請求を行った。

したがって、本件における争点は、本件処分2を行った後においてもなお処分庁が非公開としている情報の条例第10条第1号ア及び同号柱書後段の該当性である。

以下、検討する。

(2) 条例第10条第1号（プライバシー情報）について

条例第10条第1号は、特定の個人が識別され、若しくは識別されうる情報であって、公にしないことが正当であると認められる場合や、特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害すると認められる場合には、非公開とすることができる。これは、個人の尊厳を守り、基本的人権を尊重するために、プライバシーを保護しようとするものであり、公文書公開によりプライバシー侵害が生じることのないように、個人に関する情報には最大限の配慮をすることが求められている。

(3) 本件公文書（記入欄）における非公開情報の条例第10条第1号の該当性について

審査会が見分したところ、本件処分2を行った後においてもなお非公開としている情報は、i ①「報告書受付番号」、ii 患者（被接種者）欄に記載の②「氏名」、③接種時の年齢欄に記載の「月齢数」、④住所の「町名以下」、⑤「生年月日」、iii 報告者欄に記載の⑥「氏名」、⑦「医療機関名・電話番号・住所」、iv 接種場所欄に記載の⑧「医療機関名又は会場名及びその住所」、vi 接種の状況欄に記載の⑨「接種時刻」、⑩「家族歴」、⑪「予診票での留意点の記載内容」、vii 症状の概要欄に記載の⑫「他要因（他の疾患等）の可能性の記載内容」、⑬「症状の詳細な記載内容」、viii 症状の程度欄に記載の⑭「入院先の病院名・医師名及び入退院年月日」、ix ⑮「報告者意見」欄であることが認められる。

処分庁の主張によれば、これらの情報は、患者のカルテに記載されている情報と同等

であり、患者個人の生命、健康等に直接関わる私的な情報であることから、個人識別情報についてはもちろんのこと、個人識別性を除いたとしても、公にすることにより特定の個人の権利利益を害するおそれがあると考えられるため、条例第10条第1号ア及び同号柱書後段に該当するとして非公開としたとのことであった。

これらの非公開情報のうち、①「報告書受付番号」及び患者の②「氏名」については、特定の個人が識別され若しくは識別されうる情報であり、公にしないことが正当であると認められるため、条例第10条第1号アに該当し、非公開とした決定は妥当である。

つぎに、患者（被接種者）の⑤「生年月日」、報告者欄に記載の⑥「氏名」、⑦「医療機関名・電話番号・住所」、接種場所欄に記載の⑧「医療機関名又は会場名及びその住所」、⑭「入院先の病院名・医師名及び入退院年月日」については、特定の個人が識別される情報若しくは識別されうる情報であり、公にしないことが正当であると認められるため、条例第10条第1号アに該当し、非公開とした決定は妥当である。

また、③接種時の年齢欄に記載の「月齢数」については、すでに公開している年齢数に加えて「月齢数」を公開することになれば、特定個人の識別可能性を高める要因になるものと思料される。したがって、「月齢数」については、条例第10条第1号アに該当すると認められるため、非公開とした決定は妥当である。

つぎに、処分庁は患者欄に記載の④住所の「町名以下」については、特定個人が識別され若しくは識別されうる情報であり、公にしないことが正当であると認められるため、条例第10条第1号アに該当し、非公開とした決定は妥当である。

また、接種の状況欄に記載の⑨「接種時刻」については、すでに公開している接種日に加えて「接種時刻」を公開することになれば、特定個人の識別可能性を高める要因になるものと思料される。したがって、「接種時刻」については、条例第10条第1号アに該当するものと認められるため、非公開とした決定は妥当である。

つぎに、接種の状況欄に記載の⑩「家族歴」、⑪「予診票での留意点の記載内容」、症状の概要欄に記載の⑫「他要因（他の疾患等）の可能性の記載内容」、⑬「症状の詳細な記載内容」、⑮「報告者意見」欄については、特定個人の既往歴、服薬中の薬、時系列的に記載した症状経過、症状の程度及び転帰及び医師等の意見など、詳細に記載されている。これらの情報はいずれも特定個人の身体に関する機微な情報であり、当該患者としては、これらの情報が社会に流通することについて、不快感や嫌悪感を抱くのが通常とみるのが相当と考えられる。したがって、これらの情報は、公にすることにより、なお個人の権利利益を害すると認められるため、条例第10条第1号柱書後段に該当し、処分庁が非公開とした決定は妥当である。

（4）本件公文書の記入欄外に記載の非公開情報の条例第10条第1号の該当性について

審査会が見分したところ、本件処分2を行った後においてもなお非公開としている本件公文書の記入欄外に記載の情報は、所定の項目欄から継続して記載された部分及び所定の項目欄で記載された情報と同一の情報項目、並びに⑯「患者番号と思われる数値・電話番号」である。

このうち、所定の項目欄から継続して記載された部分及び所定の項目欄で記載された情報については、上記（3）で判断したとおりである。また、⑩「患者番号と思われる数値・電話番号」については、特定の患者が識別されうる可能性を否定できないため、条例第10条第1号アに該当し、非公開とした決定は妥当である。

（5）結論

以上のことから、冒頭の審査会の結論のとおり判断する。

別表

本件処分1で非公開とされた部分		一部取消し 本件処分2	本件処分2 後の非公開部分	審査会判断
i	①「報告書受付番号」		左記の情報	非公開妥当
ii 患者（被接種者）	②「氏名」		左記の情報	非公開妥当
	「性別」	公 開		
	③「接種時年齢」	年齢数を 公開	月齢数	非公開妥当
	④「住所」	市及び区を 公開	町名以下の部分	非公開妥当
	⑤「生年月日」		左記の情報	非公開妥当
iii 報告者	⑥「氏名」		左記の情報	非公開妥当
	「職種の別」	公 開		
	⑦「医療機関名・電話番号・住所」		左記の情報	非公開妥当
iv 接種場所	⑧「医療機関名又は会場名及びその住所」		左記の情報	非公開妥当
v ワクチン	「ロット番号」	公 開		
vi 接種の状況	⑨「接種日」	接種日付を 公開	接種時刻	非公開妥当
	「接種前の体温」	公 開		
	⑩「家族歴」		左記の情報	非公開妥当
	⑪「予診票での留意点の記載内容」		左記の情報	非公開妥当
vii 症状の概要	「症状名」	公 開		
	⑫「他要因（他の疾患等）の可能性の記載内容」		左記の情報	非公開妥当
	⑬「症状の詳細な記載内容」		左記の情報	非公開妥当
	「製造販売業者への情報提供の有無」	公 開		
viii 症状の程度	⑭「入院先の病院名・医師名及び入退院年月日」		左記の情報	非公開妥当
ix	⑮「報告者意見」		左記の情報	非公開妥当
欄外	「確認をしたことの実を示す記述」	公 開		
	「引用元の記述」	公 開		
	「バイアル自体に関する記述」	公 開		
	「送信日時・曜日」	公 開		
	「FAX受付番号」	公 開		
	「印刷日時」	公 開		
	「報告書ID」	公 開		
	「識別符号」	公 開		
	⑯「患者番号と思われる数値・電話番号」		左記の情報	非公開妥当

(参 考) 審査の経過

年 月 日	審 査 会	経 過
令和4年4月25日	—	*請求人から審査請求書を受理
令和4年5月30日	—	*処分庁から弁明書を受理
令和4年6月13日	—	*請求人から反論書を受理
令和4年6月28日	—	*処分庁から弁明書を受理
令和4年7月13日	—	*請求人から反論書を受理
令和4年7月27日	—	*処分庁から弁明書を受理
令和4年8月12日	—	*請求人から反論書を受理
令和4年8月24日	—	*処分庁から弁明書を受理
令和4年9月9日	—	*請求人から反論書を受理
令和4年9月26日	—	*処分庁から弁明書を受理
令和4年10月11日	—	*請求人から反論書を受理
令和4年10月21日	—	*処分庁から弁明書を受理
令和4年11月7日	—	*請求人から反論書を受理
令和4年11月29日	—	*諮問書を受理
令和5年3月29日	第 353 回審査会	*処分庁の職員から非公開理由等を聴取 *審議
令和5年5月8日	第 354 回審査会	*審査請求人から意見陳述 *審議
令和5年5月29日	第 355 回審査会	*審議
令和5年6月12日	—	*請求人から審査請求書を受理
令和5年6月26日	第 356 回審査会	*審議
令和5年8月8日	—	*処分庁から弁明書を受理
令和5年10月11日	—	*諮問書を受理
令和5年10月27日	第 360 回審査会	*審議
令和5年11月14日	第 361 回審査会	*審議